

(免責)

第4条 乙は、前条第2号(ア)及び(ウ)の規定による連絡や通報を行った場合、または、行わなかった場合においても、その後生じた問題等について、甲に対してその責任を負わないものとする。

2 乙は、異変に関する連絡の誤報について、甲に対してその責任を負わないものとする。ただし、乙が故意に虚偽の通報をしたことにより、甲に損害を与えた場合はこの限りでない。

(秘密保持の義務)

第5条 乙は、本協定に定めがあるものを除き、第3条第2号に規定する活動において知り得た個人情報を第三者に漏えいしてはならない。

2 甲は、乙が第3条第2号に規定する活動を通じて知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例(令和4年板橋区条例第54条)に基づき取扱うものとする。

3 本条の規定は、本協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和____年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定を更新しない旨の申出がなければ、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 乙は、甲に対する書面による申入れによって、甲の合意の上、本協定を解除することができる。

2 甲は、乙が事業に協力するにあたり本協定を違反したとき、または不適當な事由があると認められるときは、乙に対して通告することにより本協定を解除するものとする。

(協議)

第8条 この協定の内容に疑義が生じた場合またはこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和____年____月____日

東京都板橋区板橋二丁目66番1号

甲

板橋区長 **坂本 健**

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

乙

○○○○ ○○ ○○